

第1回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (小川・鶴間地区) を開催しました

町田市では、小川・鶴間地区を次期住所整理実施地区といたしました。
「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」(以下「懇談会」という)は、実施しようとする区域での新たな町の区域や名称を検討するため設置されるものです。
以下に、第1回懇談会の概要をお知らせします。

◆開催日時 2014年11月18日(火)午後7時～8時40分

◆開催場所 南市民センター 音楽室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容

- ①会長、職務代理を選出いたしました
会 長 原町内会 横田 正勝 様
職務代理 ガーデンセシア自治会 守屋 和男 様
- ②住居表示制度についての説明
- ③住居表示実施までの予定についての説明(右下参照)

◆次 回 (第2回)

開催日時 2014年11月27日(木)
午後7時～8時30分予定
①住居表示実施予定区域について
②新設する町区域案について

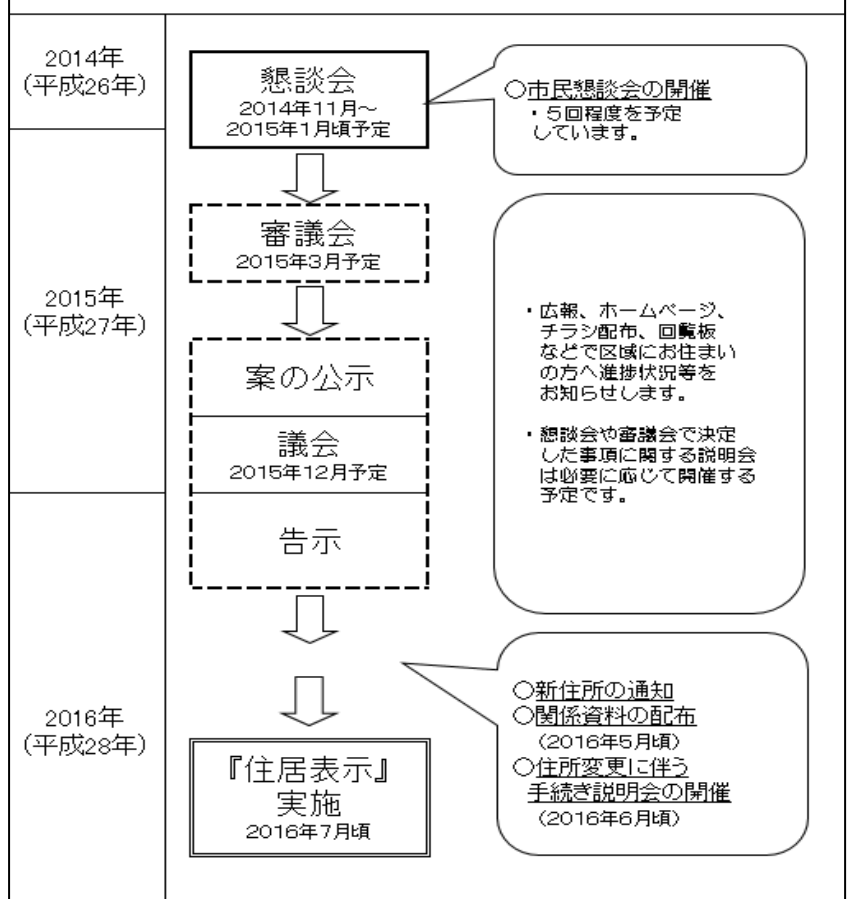
☆懇談会で話し合うこと☆

①新町区域案
実施予定区域に新設する町のそれぞれの区域案を検討します。

②新町名称案
新設する町区域にそれぞれ町名案を検討します。

例:〇〇四丁目～〇〇八丁目、
□□一丁目～□□七丁目の
〇〇及び□□を検討します。

住居表示実施までの予定(小川・鶴間地区)



裏面あります

住居表示制度について

住居表示を行う必要性

従来から、住所は土地の地番を用いて表示されてきました。
土地の地番は明治時代初めに設けられ、現在では順序よく並んでいなかったり、枝地番が大きい桁数の地域があるため、住所も複雑な地域が存在しています。
住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

○住所が複雑だと・・・

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の恐れが生じます。



実施すると住所、本籍、不動産の表示が変わります

住所の表示(例) : 郵便など日常利用するもの

旧: 町田市 小川/鶴間1901番地1
新: 町田市 ○△七丁目 4番5号

本籍の表示(例) : 戸籍に記載されているもの

旧: 町田市 小川/鶴間1901番地1
新: 町田市 ○△七丁目1901番地1

不動産の表示(例) : 登記簿に記載されているもの

旧: 町田市 字二十号小川/鶴間1901番1
新: 町田市 ○△七丁目1901番1

わかりやすい住所で

